



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○振興局長委任規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

新 行 政 推 進 室

◎ 訓 令

○長崎県決裁規程の一部改正

新 行 政 推 進 室

規 則

振興局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号の3

振興局長委任規則の一部を改正する規則

振興局長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（所管区域における委任事項） 第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産	（所管区域における委任事項） 第2条 次に掲げる事項の処理は、振興局長に委任する。ただし、長崎振興局長にあっては、環境関係事項及び水産関係事項中第1号及び第2号を、県央振興局長にあっては、環境関係事項、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、島原振興局長にあっては、水産関係事項並びに土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第137号から第149号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで、第180号から第184号まで及び第206号を、県北振興局長にあっては、水産関係事項（西海市に係る事項及び第3号に限る。）並びに土木関係事項中第138号から第140号まで、第142号から第147号まで、第167号から第170号まで、第174号から第177号まで及び第206号を、五島振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第138号から第140号まで（上五島空港の場合に限る。）、第142号から第147号まで（上五島空港の場合に限る。）、第180号から第184号まで及び第206号を、壱岐振興局長にあっては、水産関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第185号まで及び第206号を、対馬振興局長にあっては、水産

関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。

略

土木関係事項

(1) 略

(2)～(197) 略

関係事項中第3号、土木関係事項中第4号から第9号まで、第11号、第12号、第180号から第184号まで及び第206号を除く。

略

土木関係事項

(1) 略

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可業者の証明に関すること。

(3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定による浄化槽工事業の開始届等の受理に関すること。

(4)～(119) 略

(120) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次号から第126号までにおいて「法」という。）第8条の規定による許可及び第12条の規定による変更許可に関すること（面積が1万平方メートル未満の土地に係るもの及びその変更後の面積が1万2,000平方メートルを超えない土地に係るものに限る。次号、第122号及び第126号において同じ。）。

(121) 法第11条の規定による宅地造成等規制区域内における国又は都道府県の宅地造成工事の協議に関すること。

(122) 法第13条の規定による工事完了の検査及び検査済証の交付並びに宅地造成等規制法施行細則（昭和41年長崎県規則第12号）第14条の規定による工事の一部完了検査及び検査済証の交付に関すること。

(123) 法第14条の規定による監督処分に関すること（緊急措置命令に係るものに限る。）。

(124) 法第15条の規定による工事等の届出及び宅地造成等規制法施行細則第7条の規定による名義変更等の届出の受理に関すること。

(125) 法第16条第2項及び法第22条第2項の規定による宅地の保全等に係る勧告に関すること。

(126) 法第18条の規定による立入検査に関すること。

(127) 法第19条の規定による工事の状況報告の徴収に関すること。

(128)～(207) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓

令

長崎県訓令第1号の2

本 庁
地方機関

長崎県決裁規程（昭和42年長崎県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

別表第3 (第12条関係)

文化観光国際部

課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
観光振 興課		<u>1 旅行業法</u> (昭和27年法律第239号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)の規定により観光庁長官の権限に属する事務で都道府県知事が行うこととするとされた事項のうち次に掲げる事項に関する こと。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 <u>2 通訳案内士法</u> (昭和24年法律第210号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第25条の規定による全国通訳案内士の登録取消し等に関する こと。 イ 法第57条の規定において準用する法第25条の規定による地域通訳案内士の登録取消し等	<u>1 旅行業法</u> (以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令の規定により、観光庁長官の権限に属する事務で都道府県知事が行うこととするとされた事項(法第18条の3第1項、第19条、第36条及び第37条の規定による事項を除く。)に 関すること。 <u>2 通訳案内士法</u> (以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する こと。 ア 法第18条及び第26条の規定による全国通訳案内士の登録及び消除に関する こと。 イ 法第57条の規定において準用する法第18条及び第26条の規定による地域通訳案内士の登録及び消除に関する こと。

別表第3 (第12条関係)

文化観光国際部

課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
観光振 興課		旅行業法(昭和27年法律第239号。以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)の規定により観光庁長官の権限に属する事務で都道府県知事が行うこととするとされた事項のうち次に掲げる事項に関する こと。 <u>1 略</u> <u>2 略</u> <u>3 略</u> <u>4 略</u>	旅行業法(以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、旅行業法施行令の規定により、観光庁長官の権限に属する事務で都道府県知事が行うこととするとされた事項(法第18条の3第1項、第19条、第36条及び第37条の規定による事項を除く。)に 関すること。

		に関するこ と。					
県民生活環境部 略				県民生活環境部 略			
課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
国際観 光推進 室		1 通訳案内士 法（昭和24 年法律第210 号）第25条の 規定による全 国通訳案内士 の登録取消し 等に関するこ と。 2 通訳案内士 法第57条の規 定において準 用する通訳案 内士法第25条 の規定による 地域通訳案内 士の登録取消 し等に関する こと。	1 通訳案内士 法第18条及び 第26条の規定 による全国通 訳案内士の登 録及び消除に 関すること。 2 通訳案内士 法第57条の規 定において準 用する通訳案 内士法第18条 及び第26条の 規定による地 域通訳案内士 の登録及び消 除に関するこ と	地域環 境課		1 略 2 大気汚染防 止法（昭和 43年法律第97 号。以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 略 イ 法第14条 第1項の規定 によるばい煙 発生施設の改 善命令又は使 用の一時停止 命令 ウ～ク 略 ケ 法第18条 の18第1項 の規定による 特定粉じ んの排出等	1 特定工場に おける公害防 止組織の整備 に関する法律 （以下本号中 「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 法第3条 第3項の規定 による公害防 止統括 者の選任等 の届出の受 理 イ 法第4条 第3項の規定 による公害防 止管理 者の選任等 の届出の受 理 ウ 法第5条
地域環 境課		1 略 2 大気汚染防 止法（昭和 43年法律第97 号。以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 略 イ 法第14条 第1項の規定 によるばい煙 発生施設の改 善命令又は使 用の一時停止 命令 ウ～ク 略 ケ 法第18条 の18第1項 の規定による 特定粉じ んの排出等	1 特定工場に おける公害防 止組織の整備 に関する法律 （以下本号中 「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 略 イ 法第14条 の規定によ るばい煙発 生施設の改 善命令又は 使用の一時 停止命令 ウ～ク 略	地域環 境課		1 略 2 大気汚染防 止法（昭和 43年法律第97 号。以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 略 イ 法第14条 の規定によ るばい煙発 生施設の改 善命令又は 使用の一時 停止命令 ウ～ク 略	1 特定工場に おける公害防 止組織の整備 に関する法律 （以下本号中 「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 法第3条 第3項の規定 による公害防 止統括 者の選任届 の受理 イ 法第4条 第3項の規定 による公害防 止管理 者の選任届 の受理 ウ 法第5条

	作業に係る措置命令	第3項の規定による公害防止主任管理者の選任等の届出の受理					第3項の規定による公害防止主任管理者の選任届の受理
	コ 法第18条の18第2項の規定による特定粉じんの排出等作業に係る計画変更命令	エ 法第6条第2項の規定による公害防止管理者等の代理者の選任等の届出の受理			ケ 法第18条の16の規定による特定粉じんの排出等作業に係る計画変更命令		エ 法第6条第2項の規定による公害防止管理者の代理者及び公害防止主任管理者の代理者の選任届の受理
	サ 法第18条の21の規定による特定粉じん排出等作業に係る基準適合命令又は作業の一時停止命令	オ 法第6条の2第2項の規定による特定事業者の地位の承継の届出の受理			ク 法第18条の19の規定による特定粉じん排出等作業に係る基準適合命令又は作業の一時停止命令		オ 法第6条の2第2項の規定による地位の承継届の受理
	シ 法第18条の31の規定による水銀排出施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令	カ 法第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査			サ 法第18条の26の規定による水銀排出施設の計画の変更命令又は計画の廃止命令		カ 法第11条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査
	ス 法第18条の34第1項の規定による水銀排出施設の改善勧告	キ 法第11条第3項の規定による職員の身分証明書の交付					キ 法第11条第3項の規定による職員の身分証明書の交付
	セ 法第18条の34第2項の規定による水銀排出施設の改善命令	2 大気汚染防止法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。			シ 法第18条の29の規定による水銀排出施設の改善命令又は使用の一時停止命令		2 大気汚染防止法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
	ソ～チ 略	ア～テ 略			ス～ソ 略		ア～テ 略
	ツ 法第23条第2項の規定によるばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限	ト 法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告の受理			タ 法第23条第2項の規定によるばい煙量又は揮発性有機化合物濃度の減少、使用の制限等の措置命令及び公安委員会に対する措置の要請		ト 法第18条の15第1項及び第2項の規定による特定粉じん排出等作
		ナ 法第18条の17第1項及び第2項の規定による特定粉じん排出等作					

等の措置命令及び公安委員会に対する措置の要請 テ～ト 略 3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第8条第1項の規定による特定施設の構造、使用の方法等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止命令 イ 法第8条第2項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止命令 ウ 法第13条第1項及び第13条の2第1項の規定による特定施設の構造、使用の方法等の改善命令又は使用の一時停止命令	業の実施の届出の受理 ニ 法第18条の28第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理 ヌ 法第18条の29第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理 ネ 法第18条の30第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理 ノ 法第18条の36第1項において準用する法第10条第2項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更に係る実施の制限期間の短縮 ハ 法第18条の36第2項において準用する法第11条及び第12条第3項の規定による水銀排出施設に係る氏名の変更等及び承継の届出の受理 ヒ 略 コ 法第22条第1項及び第2項の規定による大気の汚染状		チ～テ 略 3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第8条の規定による特定施設の構造、使用の方法等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止命令 イ 法第13条第1項及び第3項並びに第13条の2第1項の規定による特定施設の構造、使用の方法等の改善命令又は使用の一時停止命令	業の実施の届出の受理 ト 法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理 ニ 法第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の使用の届出の受理 ヌ 法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理 ネ 法第18条の31第1項において準用する法第10条第2項の規定による水銀排出施設の設置及び構造等の変更に係る実施の制限期間の短縮 ノ 法第18条の31第2項において準用する法第11条及び第12条第3項の規定による水銀排出施設に係る氏名の変更等及び承継の届出の受理 ハ 略 ヒ 法第22条の規定による大気の汚染状況の常時監視
--	--	--	---	--

エ <u>法第13条の3第1項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善命令又は使用の一時停止命令</u> オ <u>法第14条の2第4項の規定による有害物質、指定物質又は油に係る事故時の応急措置命令</u> カ～ク 略 ケ <u>法第16条第1項の規定による水質測定計画の作成</u> コ <u>法第17条第1項の規定による水質汚濁状況の公表</u> サ及びシ 略 ス <u>法第23条第3項の規定による行政機関の長に対する特定施設等に係る措置の要請</u> セ 略 4 騒音規制法（昭和43年法	況の常時監視及び結果の報告 ヘ <u>法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</u> ホ 略 マ <u>法第27条第2項及び第4項の規定による通知の受理</u> ミ <u>法第27条第5項の規定による行政機関の長との協議</u> ム及びメ 略 3 水質汚濁防止法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア <u>法第3条第5項の規定による環境大臣等に対する通知</u> イ <u>法第5条の規定による特定施設等の設置の届出の受理</u> ウ <u>法第6条の規定による特定施設等の使用の届出の受理</u> エ <u>法第7条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理</u> オ <u>法第9条第2項の規定による特定施設等の設置、構造の変更等に</u>	ウ <u>法第13条の4の規定による総量排出削減計画の達成のための指導、助言及び勧告</u> エ <u>法第14条の2第4項の規定による有害物質又は油に係る事故時の応急措置命令</u> オ～キ 略 ク <u>法第16条の規定による水質測定計画の作成</u> ケ <u>法第17条の規定による水質汚濁状況の公表</u> コ及びサ 略 シ <u>法第23条第3項の規定による行政機関の長に対する特定施設に係る措置の要請</u> ス 略 4 騒音規制法（昭和43年法	コ <u>法第26条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査</u> ヘ 略 ホ及びマ 略 3 水質汚濁防止法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア <u>法第5条の規定による特定施設等の設置の届出の受理</u> イ <u>法第6条の規定による特定施設等の使用の届出の受理</u> ウ <u>法第7条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出の受理</u> エ <u>法第9条第2項の規定による特定施設の設置、構造の変更等に係</u>
---	--	---	--

		律 第98号。 以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。 ア 略 イ 法第3条第2項の規定による地域指定に伴う<u>関係町長の意見の聴取</u> ウ及びエ 略 オ 法第4条第3項の規定による規制基準の<u>設定、変更等</u>に伴う公示 カ及びキ 略 5～10 略 11 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。 ア 法第3条第1項の規定による指定調査機関の指定（<u>法第3条第2項の規定による長崎県内においてのみ調査を行おうとする者の指定に限る。</u>） イ 法第3条第8項の規定による調査の実施及び報告の命令 ウ 法第4条	に係る実施の制限期間の短縮 カ 法第10条の規定による<u>特定施設等の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理</u> キ 法第11条第3項の規定による<u>特定施設等の承継の届出の受理</u> ク 法第14条の2第1項から第3項までの規定による<u>事故時の届出の受理</u> ケ 法第15条第1項及び第2項の規定による水質の汚濁の状況の常時監視及び結果の報告 コ 法第16条の2の規定による地下水の水質の測定の協力の要請 サ 法第22条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 シ 略 ス 法第23条第2項及び第4項の規定による通			律 第98号。 以下本号中「法」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。 ア 略 イ 法第3条第2項の規定による地域指定に伴う<u>関係市町村長の意見の聴取</u> ウ及びエ 略 オ 法第4条第3項の規定による規制基準の<u>設定等</u>に伴う公示 カ及びキ 略 5～10 略 11 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関する<u>こと</u>。 ア 法第3条第2項の規定による長崎県内においてのみ調査を行おうとする者の<u>指定</u>	る実施の制限期間の短縮 オ 法第10条の規定による<u>特定施設等の氏名、所在地等の変更又は使用廃止の届出の受理</u> カ 法第11条第3項の規定による<u>特定施設等の承継の届出の受理</u> キ 法第14条第3項の規定による測定手法の<u>届出の受理</u> ク 法第14条の2第1項から第3項までの規定による<u>事故の状況及び措置の概要の届出の受理</u> ケ 法第15条の規定による水質の汚濁の状況の常時監視 コ 法第22条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査 サ 略	
--	--	--	---	--	--	--	--	--

		第3項の規定による調査の実施及び報告の命令 エ～キ 略 ク 法第7条第1項の規定による汚染除去等計画の提出の指示 ケ 法第7条第1項ただし書の規定による汚染の除去等の措置の指示 コ 法第7条第2項の規定による汚染除去等計画の提出の命令 サ 法第7条第4項の規定による汚染除去等計画の変更の命令 シ 法第7条第8項の規定による措置命令 ス 法第7条第10項の規定による汚染の除去等の措置の実施及び公告 セ 法第11条第1項及び第3項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び公示 ソ 法第11条第2項及び第3項の規定による形質変更時要	知の受理 セ 法第23条第5項の規定による行政機関の長との協議 ソ 法第24条第3項の規定による意見の聴取 4 略 5 ダイオキシン類対策特別措置法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 略 イ 法第13条第1項及び第2項の規定による特定施設の使用の届出の受理 ウ 略 エ 法第17条第2項の規定による特定施設の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮 オ～キ 略 ク 法第27条第4項の規定による立入検査 ケ 略 コ 法第28条第3項の規定による設置者からの測定結果報告の受理 サ～ス 略 セ 法第35条第2項及び第4項の規			イ～オ 略 カ 法第7条第1項、第2項及び第4項の規定による汚染の除去等の指示及び措置命令 4 略 5 ダイオキシン類対策特別措置法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 略 イ 法第13条第1項及び第2項の規定による特定施設の設置の届出の受理 ウ 略 エ 法第17条第2項の規定による特定施設等の設置、構造の変更等に係る実施の制限期間の短縮 オ～キ 略 ク 略 ケ～サ 略
--	--	---	---	--	--	---

		届出区域の 解除及び公 示 タ 法第12条 第5項の規 定による土 地の形質の 変更の計画 変更命令 チ 法第16条 第4項の規 定による措 置命令 ツ 法第19条 の規定によ る措置命令 テ～ノ 略 ハ 法第56条 第2項の規 定による資 料の送付そ の他の協力 の要請並び に土壤汚染 の状況の把 握及びその 汚染による 健康被害の 防止に関す る意見の陳 述 12 土壤汚染対 策法施行規則 (平成14年環 境省令第29 号。)第25条 第5号の規定 による土地の 指定に関する こと。 13～15 略	定による通 知の受理 ソ 法第35条 第5項の規 定による行 政機関の長 との協議 6 長崎県未来 につながる 環境を守り 育てる条例 (以下本号中 「条例」とい う。)の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～キ 略 ク 条例第82 条第1項の 規定による 立入検査 ケ 略 7 略 8 特定化学物 質の環境への 排出量の把握 等及び管理の 改善の促進に 関する法律 (平成11年法 律第86号。 以下本号中 「法」とい う。)の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～キ 略 ク 法第8条 第5項の 規定による ファイル記 録事項の集 計及び結果 の公表 ケ 略 9及び10 略 11 土壤汚染対 策法(以下本 号中「法」と いう。)の施			キ 法第12条 第4項の規 定による土 地の形質の 変更の計画 変更命令 ク～セ 略 ソ 法第56条 第2項の規 定による資 料送付の要 請及び意見 の陳述 12～14 略	6 長崎県未来 につながる 環境を守り 育てる条例 (以下本号中 「条例」とい う。)の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～キ 略 ク 条例第82 条第1項の 規定による 検査 ケ 略 7 略 8 特定化学物 質の環境への 排出量の把握 等及び管理の 改善の促進に 関する法律 (平成11年法 律第86号。 以下本号中 「法」とい う。)の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～キ 略 ク 法第8条 第5項の 規定による ファイル記 録事項の集 計及び結果 の公表に関 すること。 ケ 略 9及び10 略 11 土壤汚染対 策法(以下本 号中「法」と いう。)の施
--	--	--	--	--	--	---	--

				行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ 略 オ <u>法第3条第5項の規定による届出の受理</u> カ <u>法第3条第6条の規定による確認の取消し</u> キ <u>法第3条第7項の規定による届出の受理</u> ク <u>法第4条第1項の規定による届出の受理</u> ケ <u>法第4条第2項の規定による報告の受理</u> コ <u>法第7条第3項の規定による計画の受理</u> サ <u>法第7条第5項の規定による計画の期間の短縮及び通知</u> シ <u>法第7条第9項の規定による報告の受理</u> ス <u>法第12条第1項第1号の規定による確認</u> セ <u>法第12条第1項から第4項までの規定による届出の受理</u> ソ <u>法第14条第1項の規定による申請の受理</u> タ <u>法第14条第4項の規</u>			行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア～エ 略 オ <u>法第12条第1項から第3項までの規定による届出の受理</u>
--	--	--	--	---	--	--	--

				定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査				
				チ 法第15条第1項の規定による台帳の調製及び保管				
				ツ 法第16条第1項の規定による認定				
				テ 法第16条第1項から第3項までの規定による届出の受理				
				ト 法第20条第6項の規定による届出の受理				
				ナ 略				カ 略
				ニ 法第22条第9項の規定による事故時の届出の受理				
				ヌ～ヒ 略				キ～サ 略
				フ 法第27条の4第1項の規定による相続の承認				シ 法第27条の4第1項の規定による申請の承認
				ヘ～マ 略				ス～ソ 略
				ミ 法第54条第1項の規定による土壌汚染状況調査に係る土地等に関する報告の徴収及び立入検査				タ 法第54条第1項の規定による指定区域に係る報告の徴収及び立入検査
				ム 法第54条第3項の規定による汚染土壌の搬出及び運搬に関する報告の徴収及び立入検査				
				メ 法第54条				チ 法第54条

				法第54条第4項の規定による<u>汚染土壌の処理に関する報告の徴収及び立入検査</u> モ <u>法第54条第5項の規定による指定調査機関に関する報告の徴収及び立入検査</u> ヤ及びユ 略 ヨ <u>法第61条第1項の規定による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供</u> 12 <u>土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下本号中「規則」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</u> ア <u>規則第1条第1項ただし書の規定による報告の期限の延長の承認</u> イ <u>規則第3条第3項の規定による特定有害物質の種類の通知</u> ウ <u>規則第16条第5項の規定による土地の所有者等との地位の承継の届出の受理</u> エ <u>規則第21条の規定に</u>			法第54条第4項の規定による<u>立入検査</u> ツ及びテ 略 12 <u>土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第57条の規定による職員の身分証明書の交付</u>
--	--	--	--	--	--	--	---

				による確認の 取消しの通 知				
				オ 規則第36 条第2項の 規定による 立入禁止の 措置				
				カ 規則第43 条第1号 ロ、第3号 及び第4号 の規定によ る確認				
				キ 規則第44 条第4項 (第50条第 2項におい て準用する 場合を含 む。)の規 定による報 告の受理				
				ク 規則第44 条第5項 (第50条第 2項におい て準用する 場合を含 む。)の規 定による確 認の取消し 及び通知				
				ケ 規則第50 条第1項第 1号ロ及び 第3号の規 定による確 認				
				コ 規則第52 条の5第1 項の規定に よる届出の 受理				
				サ 規則第52 条の6第1 項及び第2 項の規定に よる届出の 受理				
				シ 規則第52 条の7第1 項の規定に よる届出の 受理				

ス 規則第52
条の7第3
項の規定に
よる情報の
把握

セ 規則第52
条の8第1
項の規定に
よる確認の
取消し

ソ 規則第52
条の8第2
項の規定に
よる情報の
把握

タ 規則第57
条の規定に
よる職員の
身分証明書
の交付

チ 規則第58
条第10項の
規定による
帳簿等の訂
正

ツ 規則第59
条の2第2
項第3号イ
の規定によ
る届出の受
理

テ 規則別表
第8の1の
項第1号ロ
及び第2号
ホ並びに4
の項第1号
ニ及び第2
号ホの規定
による報告
の受理

13 汚染土壌処
理業に関する
省令（平成21
年環境省令第
10号。以下本
号中「省令」
という。）の
施行に係る事
務のうち、次
に掲げる事項
に関するこ
と。

ア 省令第5
条第20号た

				だし書及び 第21号口に 規定する確 認				
				イ 省令第13 条第3項に 規定する報 告の受理				
				ウ 省令第17 条第2項の 規定による 許可証の書 換え又は再 交付				
			14	フロン類の 使用の合理化 及び管理の適 正化に関する 法律（以下本 号中「法」と いう。）の施 行に係る事務 のうち、次に 掲げる事項に 関すること。 ア～セ 略 ソ 法第91条 の規定によ る報告の徴 収 タ 略 チ 法第92条 第2項の規 定による職 員の身分証 明書の交付 ツ 法第93条 第2項の規 定による関 係行政機関 の長又は関 係地方公共 団体の長に 対する資料 の送付その 他の協力の 要請			13	フロン類の 使用の合理化 及び管理の適 正化に関する 法律（以下本 号中「法」と いう。）の施 行に係る事務 のうち、次に 掲げる事項に 関すること。 ア～セ 略 ソ 法第91条 第1項の規 定による報 告の徴収 タ 略 チ 法第92条 第2項の規 定による身 分証明書の 交付
			15	フロン類の 使用の合理化 及び管理の適 正化に関する 法律施行規則 （平成26年経 済産業省、環 境省令第7号				

			。以下本号中「規則」という。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 規則第48条の3第1項第3号及び第48条の6第3号の規定による第一種特定製品の引渡し等に係る認定 イ 規則第49条第1号の規定による第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定 16及び17 略				14及び15 略
略 福祉保健部 略				略 福祉保健部 略			
課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
監査指導課		1 及び 2 略	1 略 2 社会福祉法第91条の規定による社会福祉事業を営営する者に対する指導及び助言に関すること。	監査指導課		1 及び 2 略 3 社会福祉法第91条の規定による社会福祉事業を営営する者に対する指導及び助言に関すること。	1 略
		3～6 略 7 児童福祉法第46条及び第58条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条、第20条、第21条及び第22条	3及び4 略			4～7 略 8 児童福祉法第46条及び第58条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条及び第20条の規定による施設	2及び3 略

		の規定による施設の改善の勧告及び命令並びに事業停止の命令又は認可の取消しその他監督に関すること。 <u>8及び9</u> 略			の改善の勧告及び命令並びに事業停止の命令又は認可の取消しその他監督に関すること。 <u>9及び10</u> 略 <u>11 介護保険法第83条第1項、第83条の2及び第84条第1項の規定による勧告、命令等及び指定の取消し等その他監督に関すること。</u> <u>12及び13</u> 略 <u>14 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項、第113条の2及び第114条第1項の規定による勧告、命令等及び指定の取消し等その他監督に関すること。</u> <u>15～19</u> 略		
略				略			
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
薬務行政室		1～2 略 3 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）<u>第12</u>	1～5 略 6 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下本号中「法」とい	薬務行政室		1～2 略 3 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）<u>第12</u>	1～5 略 6 大麻草の栽培の規制に関する法律（以下本号中「法」とい

		条の6の規定による<u>第一種大麻草採取栽培者の免許の取消し及び栽培の中止命令</u>に関すること。 4～8 略	う。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第5条第1項の規定による<u>第一種大麻草採取栽培者の免許</u> イ～カ 略 キ 法第12条の7の規定による登録の抹消等 ク 法第12条の8第3項の規定による免許期間満了者等による大麻の譲渡しの届出 ケ 略 コ 法第22条の3の規定による立入検査及び収去 7～15 略			条の3の規定による<u>大麻草採取栽培者の免許の取消し及び栽培の中止命令</u>に関すること。 4～8 略	う。)の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア 法第5条第1項の規定による<u>大麻草採取栽培者の免許</u> イ～カ 略 キ 法第12条の4の規定による登録の抹消等 ク 法第12条の5第2項の規定による免許期間満了者等による大麻の譲渡しの届出 ケ 略 コ 法第21条の規定による立入検査及び収去 7～15 略
略				略			
課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課(室)	副知事の決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
長寿社会課		1 老人福祉法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略 ウ 法第29条第13項から第19項までの規定による報告の徴収、改善命令、事業の制限等又は停止命令等	1 老人福祉法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略 ウ 法第29条第1項から第3項まで、<u>第11項及び第12項</u>の規定による有料老人ホームの設置、変更、休止及び廃止の届出等	長寿社会課		1 老人福祉法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略 ウ 法第29条第11項から第17項までの規定による報告の徴収、改善命令、事業の制限等又は停止命令等	1 老人福祉法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。 ア及びイ 略 ウ 法第29条第1項から第3項まで、<u>第9項及び第10項</u>の規定による有料老人ホームの設置、変更、休止及び廃止の届出等

		2 略	2 略			2 略	2 略
		3 介護保険法 （以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～オ 略	3 介護保険法 （以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～エ 略			3 介護保険法 （以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～オ 略 <u>カ 健康保険 法等の一部 を改正する 法律（平成 18年法律第 83号）附則 第130条 の 2 第1 項の 規定により なおその効 力を有する ものとされ た同法第26 条の規定に よる改正前 の 法 第112 条第1 項、 第113条 の 2 及び 第 114条 第 1 項の規定に よる報告、 勧告、命令 等及び指定 の取消し等</u> キ～タ 略	3 介護保険法 （以下本号 中「法」とい う。）の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア～エ 略 <u>オ 法第48条 第1 項並び に健康保険 法等の一部 を改正する 法律（平成 18年法律第 83号）附則 第130条 の 2 第1 項の 規定により なおその効 力を有する ものとされ た同法第26 条の規定に よる改正前 の 法 第107 条の2、第 111条 及び 第115条 の 規定による 指定介護療 養型医療施 設の指定、 指 定 の 更 新、届出及 び公示</u> カ～チ 略
		カ～ソ 略	オ～タ 略			キ～タ 略	カ～チ 略
		4 介護保険法 施行令（平 成10年政令第 412号。以下 本号中「令」 という。）の 施行に係る事 務のうち、次 に掲げる事項 に関するこ と。 ア 令第37条 の5第3項 及び第37条 の6の規定 による命令 及び認可 イ～オ 略	4 略			4 介護保険法 施行令（平 成10年政令第 412号。以下 本号中「令」 という。）の 施行に係る事 務のうち、次 に掲げる事項 に関するこ と。 ア 令第37条 の5第3項 及び第37条 の6の規定 による命令 及び許可 イ～オ 略	4 略
		5 略				5 略	

略
産業労働部

課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
新産業 推進課		1 伝統的工芸 品産業の振興 に関する法律 (昭和49年法 律第57号。以	1 及び 2 略

略
産業労働部

課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
企業振 興課		1 伝統的工芸 品産業の振興 に関する法律 (昭和49年法 律第57号。 以下本号中 「法」とい う。)の施行 に係る事務の うち、次に掲 げる事項に関 すること。 ア 法第4条 第1項及び 第2項の規 定による振 興計画の受 理、意見の 添付及び送 付 イ 法第22条 の規定によ る報告の徴 収 2 鉱業法(昭 和25年法律第 289号)第24 条の規定によ る鉱業出願の 協議に関する こと。 3 水洗炭業に 関する法律 (昭和33年法 律第134号)第 5条、第11 条及び第12条 の規定による 水洗炭業者の 登録並びに登 録の取消し及 び抹消に関す ること。	
課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
新産業 創造課			1 及び 2 略

		<u>下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること。</u> <u>ア 法第4条第1項及び第2項の規定による振興計画の受理、意見の添付及び送付</u> <u>イ 法第22条の規定による報告の徴収</u> <u>2 鉱業法（昭和25年法律第289号）第24条の規定による鉱業出願の協議に関すること。</u> <u>3 水洗炭業に関する法律（昭和33年法律第134号）第5条、第11条及び第12条の規定による水洗炭業者の登録並びに登録の取消し及び抹消に関すること。</u>					
略 土木部 略				略 土木部 略			
課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項	課(室)	副知事の 決裁事項	部長の決裁事項	課長の決裁事項
盛土対策室		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く）。	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く）。	盛土対策室		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く）。	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下本号中「法」という。）の施行に係る事務のうち、次に掲げる事項に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く）。

		属するものを除く。 ア～ウ 略	ア及びイ 略 ウ <u>法第12条の</u> <u>規定による宅</u> <u>地造成等に関</u> <u>する工事の許</u> <u>可、許可条件</u> <u>の付加、公表</u> <u>及び通知</u> エ <u>法第14条の</u> <u>規定による許</u> <u>可証の交付及</u> <u>び不許可の処</u> <u>分の通知</u> オ <u>法第15条の</u> <u>規定による協</u> <u>議</u> カ 略 キ <u>法第17条の</u> <u>規定による完</u> <u>了検査及び検</u> <u>査済証の交付</u> ク <u>法第18条の</u> <u>規定による中</u> <u>間検査及び中</u> <u>間検査済証の</u> <u>交付</u> ケ～シ 略 ス <u>法第30条の</u> <u>規定による特</u> <u>定盛土等又は</u> <u>土石の堆積に</u> <u>関する工事の</u> <u>許可、許可条</u> <u>件の付加、公</u> <u>表及び通知</u> セ <u>法第33条の</u> <u>規定による許</u> <u>可証の交付及</u> <u>び不許可処分</u> <u>の通知</u> ソ <u>法第34条の</u> <u>規定による協</u> <u>議</u> タ 略 チ <u>法第36条の</u> <u>規定による完</u> <u>了検査等及び</u> <u>検査済証の交</u> <u>付</u> ツ <u>法第37条の</u> <u>規定による中</u> <u>間検査及び中</u> <u>間検査済証の</u> <u>交付</u> テ 略			属するものを除く。 ア～ウ 略 エ <u>法第12条</u> <u>の規定によ</u> <u>る宅地造成</u> <u>等に関する</u> <u>工 事 の 許</u> <u>可、許可条</u> <u>件の付加、</u> <u>公表及び通</u> <u>知</u> オ <u>法第14条</u> <u>の規定によ</u> <u>る許可証の</u> <u>交付及び不</u> <u>許可の処分</u> <u>の通知</u> カ <u>法第15条</u> <u>の規定によ</u> <u>る協議</u> キ～サ 略 シ <u>法第30条</u> <u>の規定によ</u> <u>る特定盛土</u> <u>等又は土石</u> <u>の堆積に関</u> <u>する工事の</u> <u>許可、許可</u> <u>条件の付</u> <u>加、公表及</u> <u>び通知</u> ス <u>法第33条</u> <u>の規定によ</u> <u>る許可証の</u> <u>交付及び不</u> <u>許可処分の</u> <u>通知</u> セ <u>法第34条</u> <u>の規定によ</u> <u>る協議</u> ソ～チ 略 ツ <u>法第43条</u> <u>の規定によ</u> <u>る立入検査</u> テ～ナ 略	ア及びイ 略 ウ 略 エ <u>法第17条の</u> <u>規定による完</u> <u>了検査等</u> オ <u>法第18条の</u> <u>規定による中</u> <u>間検査</u> カ～ケ 略 コ 略 サ <u>法第36条の</u> <u>規定による完</u> <u>了検査等</u> シ <u>法第37条の</u> <u>規定による中</u> <u>間検査</u> ス 略
--	--	--------------------	---	--	--	---	--

			ト 法第43条の 規定による立 入検査 ナ 略				セ 略
別表第 4（第12条、第13条関係）							
地方機 関名	決裁事項						
振興局	略						
	個別事 項	略					
		県北振 興局	1 ～ 3 略 4 商店街振興組合法（昭和37 年法律第141号。以下本号中 「法」という。）の施行に係る 事務のうち、次に掲げる事項 に関すること。 ア 法第36条の規定による設 立の認可 イ 法第45条の規定による組 合役員の氏名又は住所の変 更の届出の受理 ウ 法第59条の規定による総 会招集の承認 エ 法第62条第 2 項の規定に よる定款変更の認可 オ 法第67条の 2 ただし書の 規定による余裕金運用の認 可 カ 法第72条第 2 項の規定に よる解散の届出の受理 キ 法第73条第 3 項の規定に よる合併の認可 ク 法第81条第 2 項の規定に よる検査 ケ 法第82条第 1 項の規定に よる決算関係書類の受理 コ 法第83条の規定による報 告の徴収 サ 法第84条第 1 項の規定に よる検査 シ 法第85条の規定による業 務改善命令 ス 法第86条の規定による解 散命令 5 略				
別表第 6（第19条関係）							
地方機関名	第一次代決者		第二次代決者				
略							
川棚食肉衛生検査 所	検査課長						
略							
（注）略							

別表第 4（第12条、第13条関係）							
地方機 関名	決裁事項						
振興局	略						
	個別事 項	略					
		県北振 興局	1 ～ 3 略 4 商店街振興組合法に基づく 商店街振興組合（市の区域を 越えるものに限る。）の設立、 合併及び定款変更の認可並び に検査及び措置命令に関する こと。 5 略				
別表第 6（第19条関係）							
地方機関名	第一次代決者		第二次代決者				
略							
川棚食肉衛生検査 所	検査管理課長 検査事務について は検査課長						
略							
（注）略							

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 二二一四
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト